

和歌山県子供の貧困対策推進計画（案）に対する御意見と県の考え方

1 募集期間

令和4年2月17日（木）から令和4年3月18日（金）まで

2 御意見の提出状況

提出者数 1者（1団体） 4件

3 御意見の概要と県の考え方

※皆様からいただいた御意見の概要及び御意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

4 御意見の概要と御意見に対する県の考え方

御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
<p>1 虐待で命を落とす事例の発生や、その後の関係者の見解の相違、また、児童相談所の職員による犯罪など、児童相談所等の役割が果たされていないのではないかと疑問を感じる。これらのことを踏まえ、児童相談所の機構改革等の検討、第三者委員会などの外部からの意見等をしっかり取り入れ、未来ある子どもの命を二度と失わせないという強い気概を示すべきではないか。</p>	<p>計画案P52に「児童相談所の体制強化」を記載しており、現在、児童相談所においては児童福祉司、児童心理司等の専門職を計画的に増員するとともに、様々な研修を通じ、職員の資質向上にも努めるなど体制強化に取り組んでいるところです。令和3年度末には第三者評価機関の調査を受審したところであり、評価結果も踏まえ、引き続き児童虐待の未然防止、早期発見、相談対応等について市町村と連携して取り組んでいきます。</p>
<p>2 障害のある子どもたちが取り残されているように思う。学校現場でも支援学級に通う子どもたちの中で、学年が上がるにつれて「交流学級が怖い」、「交流学級に行けない」などで交流学級との分断が進み、支援学級の子どもたちは疎外感を感じ、支援学級から出ていけないという子どももいる。そういった子どもの就学支援について、県子ども未来課として「制度に合わせる」のではなく「子どもに有用な制度」（子どもが主役である）をしっかりと提示して、教育委員会と連携すべきではないか。「できる子どもを育てる」方針から「課題のある子どもたちの底上げ」という方針転換が必須ではないか。</p>	<p>学校では、学習指導要領に基づき、共生社会の実現に向け、障害がある子ども障害がない子ども相互理解を図りながら、交流及び共同学習の取組が進められています。子ども未来課としては、今回いただいたような御意見や情報を教育委員会と共有し、子供の健やかな成長を推進します。</p>

御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
<p>3</p> <p>相談体制が充実していることを、県民はあまり知らない。隣保館でもさまざまな相談ができるが、そのことが当事者に知らされておらず、このような計画書にもしっかり明記するなどさまざまな場面で隣保館での相談業務を周知すべきではないか。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、計画案P42「生活困窮者に対する自立相談支援事業」を以下の通り修正します（下線部を追加します）。</p> <p>（修正前） （3）地域の関係機関と連携を図り、</p> <p>（修正後） （3）<u>社会福祉協議会や隣保館など</u>地域の関係機関と連携を図り、</p> <p>なお、県では、相談体制において隣保館が地域の相談窓口として重要な役割を担っていると考えており、隣保館を設置する市町に対し、地域における包括的・総合的窓口として隣保館の相談体制の更なる充実とともに、相談窓口の周知にも取り組むよう働きかけていきます。</p>
<p>4</p> <p>計画案P22「1 施策の基本的方向（1）教育の支援」について、「学ぶ意欲と能力のあるすべての子供」と記されている箇所について、学ぶ意欲を阻害されてしまう状況の子どもこそが貧困家庭ではないか。この推進計画は、「能力のある、できる子ども」への施策であることが、言葉の端々に感じられる。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、計画案P22「1 施策の基本的方向（1）教育の支援」を以下の通り修正します（下線部を削除します）。</p> <p>（修正前） 経済状況にかかわらず、<u>学ぶ意欲と能力のある</u>すべての子供が、<u>質の高い教育を受けることができるよう</u></p> <p>（修正後） 経済状況にかかわらず、すべての子供が質の高い教育を受けることができるよう</p> <p>なお、本計画は、「1 計画の趣旨」に記載の通り、全ての子供が心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的としています。</p>